

3 職員向け災害補償制度

<団体総合生活補償保険(標準型) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約・準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約・天災危険補償特約セット>

天災による災害も補償対象です！

団体割引 15% 適用

～職員の福祉のために～

労働災害が起きた場合、職員および遺族への補償もグループホームの経営にとって重要な施策のひとつです。

本制度はグループホーム等事業に従事する職員が業務中、通勤途上にケガをした場合の補償です。

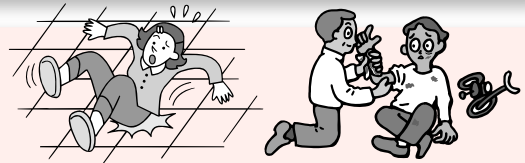
(注) この制度で被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、グループホーム等事業に従事される職員全員です。

補償される事故

- 居宅サービス等のグループホーム等事業に従事する職員が業務中(通勤途上を含む)に急激かつ偶然な外来による事故でケガを被った場合を補償します。

主な事故例

- ホームサービス利用者を介助中、転倒しケガをした。
- ホームサービス利用者と散歩中、交通事故にあいケガをした。
- 自転車での通勤途上、転倒しケガをした。



●保険金額と保険料

補償内容		保険金額
傷 害 (準記名式)	傷害死亡・後遺障害保険金額(*)	294万円
	傷害入院保険金日額	3,000円
	傷害通院保険金日額	2,000円
	傷害手術保険金	①入院中の手術………30,000円 ②入院中以外の手術…15,000円

年払保険料(職員 1名あたり)

5,730円

(*) 傷害後遺障害保険金については、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。

- 上記は職種別別A(グループホーム事業従業者等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、傷害死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 各施設ごと被保険者となる方の名簿の備え付けが必要です。詳しくは16ページをご参照ください。

職員数(注) 人

保険料(5,730円 × 人) = 円

(注) 常勤、非常勤を含め出勤者が最も多い日の人数で計算します。

職員向け災害補償制度ご加入に際して

保険料を算出する際の基礎となる職員数は、常勤・非常勤を含め出勤者が最も多い日の人数で計算してください。

(例1) 職員数 6名 として計算

勤務シフト	夜勤明け	早番	日勤	遅番	夜勤入り
勤務者	Aさん	Bさん	Cさん・Dさん	Eさん	Fさん

(例2) 職員数 7名 として計算

午前中の勤務シフト	Aさん Bさん Cさん Dさん Eさん	(計5名)
午後の勤務シフト	Aさん Bさん Cさん Fさん Gさん	(計5名)

ご注意ください

午前中に5名の職員が働き、そのうち2名が午前中で勤務を終えた(残りの3名は午後も勤務)。午後から午前中とは違う2名の職員が勤務した場合。